

第五十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、等級別基準職務表が定められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。